

令和6年第4回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和6年6月21日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 3号 令和6年度定期監査報告（第1次）について
- 第 4 報告第 4号 令和5年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 5号 令和5年度羽幌町一般会計繰越費繰越計算書の報告について
- 第 6 議案第42号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第43号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第44号 羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第45号 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）の変更について
- 第10 議案第46号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第47号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 発議第 5号 羽幌町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第13 発議第 6号 議員の派遣について
- 第14 発議第 7号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第15 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第16 意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○追加日程

- 第 1 議案第48号 物品購入契約の締結について
「ロータリー除雪車の購入について」
- 第 2 議案第49号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）
- 第 3 議案第50号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（11名）

1番 佐藤 満 君	2番 金木直文 君
3番 阿部和也 君	4番 逢坂照雄 君
5番 村上雄也 君	6番 小寺光一 君
7番 磯野直 君	8番 舟見俊明 君

9番 工藤正幸君
11番 村田定人君

10番 平山美知子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	森淳君
副町長	三浦義之君
教育長	濱野孝君
監査委員	熊木良美君
会計管理者	豊島明彦君
総務課長	伊藤雅紀君
総務課長補佐	木村謙彦君
総務課総務係長	逢坂信吾君
総務課職員係長	宇野延仁君
総務課 電算共同化室 推進係長	道端篤志君
地域振興課長	飯作昌巳君
地域振興課 政策推進係長	山田太志君
デジタル推進課長	竹内雅彦君
財務課長	清水聡志君
財務課主幹	門間憲一君
財務課税務係長	近藤優樹君
町民課長	大平良治君
町民課 総合受付係長	蟻戸貴之君
町民課 住宅係長	更科信輔君
町民課 町民生活係長	富樫潤君
町民課 環境衛生係長	高野正晃君
福祉課長	高橋伸君
福祉課 社会福祉係長	高本勇一君
福祉課子ども係長	村上達君

福祉課 国保医療年金係長	木村康治君
健康支援課長	鈴木繁君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
健康支援課 介護保険係長	山川恵生君
健康支援課 保健係長	土清水彬君
建設課長	酒井峰高君
建設課主任技師	笹浪満君
上下水道課長	棟方富輝君
上下水道課長補佐	熊谷裕治君
農林水産課長	敦賀哲也君
農林水産課長補佐	杉野浩君
商工観光課長	三上敏文君
商工観光課 観光振興係長	小笠原悠太君
商工観光課 商工労働係長	廣谷将大君
天売支所長	大西将樹君
焼尻支所長	藤井延佳君
学校管理課長	葛西健二君
学校管理課主幹 兼学校給食 センター所長	佐々木慎也君
社会教育課長 兼公民館長	宮崎寧大君
農業委員会 事務局長	敦賀哲也君
選挙管理委員会 事務局長	伊藤雅紀君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡辺博樹君
総務係長	嶋元貴史君
書記	逢坂信吾君
書記	佐藤諒輔君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 阿部和也君 4番 逢坂照雄君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（村田定人君） 日程第3、報告第3号 令和6年度定期監査報告（第1次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、熊木良美君。

○代表監査委員（熊木良美君） ただいま議題となりました令和6年度定期監査報告（第1次）につきまして、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（第1次）を実施しましたので、同条第9項及び羽幌町監査基準第14条の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、本監査の報告につきましては、逢坂監査委員との合議によるものであります。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の実施期間及び対象機関でございますが、離島地区の機関を対象に6月4日、1日間の日程で天売、焼尻各支所及び各学校の5機関を逢坂監査委員と共に実施いたしました。

2、監査の対象とした事項は、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼に、提出された関係書類、帳簿等の内容を確認するとともに、関係職員から聞き取りにより実施をしたところであります。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務について、各機関ともそれぞれ適正

な執行に努められたものと認められました。

執行状況の主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。天売、焼尻各支所における1、公金取扱状況について申し上げます。各支所に納入のあった公金は、出納員において管理し、両支所ともゆうちょ銀行通常貯金の出納員名義口座より、羽幌町指定金融機関の会計管理者口座に振り込まれ、適正に処理されております。

(1)、天売支所、(2)、焼尻支所、各出納員扱い分の差引き保管額は、6月4日現在、ともにゼロ円となっております。

3ページを御覧願います。2、福祉ハイヤー料金助成状況であります。事業の実施要綱に基づき、該当者は身体障害者手帳の交付を受けている方で障がい程度の等級が1級、2級の上肢を除く肢体不自由者の方及びそれ以外の方、また満80歳以上になる方へ年間24枚のハイヤー乗車券を交付するものであります。乗車券1枚につき初乗り運賃相当額の助成とされ、各支所の交付状況は合計で昨年より1名減の35名となっております。内容は、御覧のとおりであります。

3、天売、焼尻研修センターの利用者数、令和5年度の実績についてであります。両島研修センターの計は、利用件数91件、利用延べ人員は2,244人となっております。

4、通院者移送サービス業務委託状況及び利用者数であります。事業の実施要綱に基づき、おおむね65歳以上で身体、環境上などの理由により診療所への通院手段の確保が困難な方々の移送を業務委託にて実施しているものであります。令和5年度の区分ごとの実績は、表に記載のとおりであります。なお、焼尻支所においては令和5年度につきましても受注業者が存在しないため、直営で事業を行っております。

次に、5、住民基本台帳登録状況ですが、住民の移動状況を表しております。4月30日現在における天売、焼尻各地区の世帯数及び人口を前年度と比較しますと、天売地区では世帯数で10世帯、人口で17人の減、焼尻地区では世帯数で4世帯、人口で8人減少しております。

次に、4ページを御覧願います。小中学校、高等学校の6月1日現在における児童・生徒数や学級編制の状況などを表したものであります。御覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

以上で定期監査第1次報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから監査報告の内容について、監査委員に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 令和6年度定期監査報告(第1次)については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第4号

○議長(村田定人君) 日程第4、報告第4号 令和5年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長(清水聡志君) ただいま上程されました報告第4号 令和5年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

令和5年度羽幌町一般会計予算の繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告します。

令和6年6月20日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。令和5年度羽幌町一般会計で繰越しを行った共同戸籍業務電算システム管理事業ほか3件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。繰越明許費繰越計算書であります。各事業につきましては、本年3月の定例会において議決いただいた事業でありますので、内容説明は省略させていただきます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから報告第4号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 令和5年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第5号

○議長（村田定人君） 日程第5、報告第5号 令和5年度羽幌町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） ただいま上程されました報告第5号 令和5年度羽幌町一般会計継続費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

令和5年度羽幌町一般会計予算の継続費は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、同法施行令第150条第3項において準用する第146条第2項の規定により報告します。

令和6年6月20日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。令和5年度羽幌町一般会計で継続費の繰越しを行った衛生施設組合負担金事業（新一般廃棄物処理施設等建設事業分）について、地方自治法施行令第150条第3項において準用する第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。継続費繰越計算書であります。本件は、令和3年度から令和5年度の継続費として設定していた衛生施設組合負担金事業（新一般廃棄物処理施設等建設事業分）に関し、新最終処分場浸出水処理施設の工事過程において、断続的な大雨により躯体（処理槽）の浮揚が生じ、新たに大規模な暗渠工事等が必要となり、令和5年度中に完成できなくなったため、予算を繰り越すものであります。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから報告第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号 令和5年度羽幌町一般会計継続費繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第42号

○議長（村田定人君） 日程第6、議案第42号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋 伸君） ただいま上程されました議案第42号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和6年6月20日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定める保育士の配置基準が改正されたことにより、本条例が定める保育士の配置基準の整理を行うため、改正しようとするものであります。

羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

改正内容であります。国が定める保育事業所の保育士1人当たりの児童受入れ基準が満3歳以上満4歳に満たない児童でおおむね20人からおおむね15人となり、満4歳以上の児童でおおむね30人からおおむね25人に改正されたことから、本条例の配置基準を改正するものであります。

なお、この改正は、本条例で規定する小規模保育事業所及び事業所内保育事業所で適用となり、該当するそれぞれの基準について改正するものであります。

ただいまの説明をもちまして、改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第42号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号～議案第44号

○議長（村田定人君） 日程第7、議案第43号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第44号 羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例の一部を改正する条例、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） ただいま上程されました議案第43号と第44号につきましては関連がございますので、一括してご説明いたします。

初めに、議案第43号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容についてご説明いたします。

令和6年6月20日提出、羽幌町長。

お配りしております説明資料、羽幌町企業振興促進条例新旧対照表を御覧願います。

説明資料を御覧ください。2の創業者支援及び第二創業者支援の要件の見直し（第8条）とありますが、第2条が抜けておりました。お手数ですが、第8条の前に「第2条、」を加えてください。

現在の条例では町内の中小企業者が異なる業態転換または新事業を開始する第2創業が該当しなかったことから、町内の中小企業の支援の対象範囲を拡充するため補助対象に第二創業者を加え、併せて借入上限額の拡充を行い、定めなかった補給利息限度率、対象融資先を加えるもので、新旧対照表は左に現行の条文を、右に改正案を記載しており、改正箇所を下線を引いております。

第2条第14号では第二創業者を、同第15号では借入金を加えております。第14号では、第二創業者を既に事業を営んでいる者が町内において中小企業者として日本標準産業分類において異なる業態転換または新たな事業を開始したもので、許認可の必要の有無による事業開始から申請までの該当資格を定めております。

第15号では、資金の借入先を北海道中小企業総合振興資金または株式会社日本政策金融公庫、もしくは町内金融機関と定義しております。

第8条第1項では創業の後に第二創業を加え、同一事業に対し同条例のほかの補助金と重複できないこと、同条第2項では借入金の上限額を500万円から1,000万円に拡充、利息の補給上限額を定めなしから年3%以内と定めております。

第11条第1項第4号では、第2条で第14号、第15号を加えたことによる号数の訂正を行っております。

第12条では、羽幌町企業振興促進条例に規定する補助金と羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例に規定する補助金と重複して交付することができない旨の文言を整理しております。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

この条例による改正後の羽幌町企業振興促進条例の規定は、令和6年度以後に創業又は

第二創業した者について適用し、令和5年度までに創業した者については、なお従前の例による。

以上がご提案申し上げております内容であります。なお、改正条例文につきましては議案のとおりでありますので、これまでの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

これで議案第43号の説明は終わります。

次に、議案第44号 羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容についてご説明いたします。

令和6年6月20日提出、羽幌町長。

改正の理由ですが、羽幌町企業振興促進条例の一部改正において第二創業者支援を追加することに伴い、羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例と重複して補助申請のすることができない旨の規定を追加する必要性が生じたため、条例の一部改正をしようとするものです。

お配りしております羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例新旧対照表を御覧願います。新旧対照表は、左に現行の条文を、右に改正案を記載しており、改正箇所を下線を引いております。

第2条第2号アでは、日本標準産業分類の後に「（令和5年総務省告示第256号）」を加えております。

第5条では、羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例に規定する補助金と羽幌町企業振興促進条例に規定する補助金と重複して申請することができない旨の文言を整理しております。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上がご提案申し上げております内容であります。なお、改正条例文につきましては議案のとおりでありますので、これまでの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

これで議案第44号の説明を終わります。

以上、議案第43号及び議案第44号につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第43号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号

○議長(村田定人君) 日程第9、議案第45号 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画(令和3年度～令和7年度)の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長(飯作昌巳君) ただいま上程されました議案第45号 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画(令和3年度～令和7年度)の変更につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画(令和3年度～令和7年度)を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

令和6年6月20日提出、羽幌町長。

提案の理由でありますが、今年度の当初予算で措置されております真空吸引作業車購入事業、住宅改修促進助成事業及び羽幌小学校施設管理事業の財源として過疎対策事業債を充てたいと考えておりますことから、本計画に当該事業を追加する必要があり、令和6年5月27日付で北海道との協議が調いましたことから提案するものでございます。

次に、内容をご説明いたします。議案書、次のページを御覧願います。変更内容の新旧

対照表でございます。左側が変更前の現計画、右側が変更後の計画になっており、追加部分に下線を引いております。

初めに、6、生活環境の整備の区分、(2)、その対策の本文中、後段にあります④の次に新たな⑤として居住環境向上に向けた住宅リフォーム支援の推進を追加するものであります。

次に、新旧対照表の2ページを御覧いただきまして、事業計画の表になりますが、事業名の項目中、(3)、廃棄物処理施設のうち、その他の事業の事業内容欄に真空吸引作業車購入事業、バキューム車1台を、同じく事業名の項目中、(7)、過疎地域持続的発展特別事業に住宅を、事業内容欄に住宅改修促進助成事業、町民が居住する住宅リフォームへの工事費助成を追加し、次に3ページになりますが、9、教育の振興の区分、事業名の項目中、(1)、学校教育関連施設、校舎の事業内容欄に羽幌小学校施設管理事業、冷房設備取付け改修ほかを、13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項の区分、事業名の項目中、(7)、過疎地域持続的発展特別事業に住宅を、事業内容欄に住宅改修促進助成事業、町民が居住する住宅リフォームへの工事費助成を追加するものでございます。

以上が今回の変更に係る提案理由とその内容でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(村田定人君) これから議案第45号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画(令和3年度～令和7年度)の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第46号～議案第47号

○議長(村田定人君) 日程第10、議案第46号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算(第2号)、日程第11、議案第47号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長(森 淳君) ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その

提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,359万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,962万7,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。4ページをお開き願います。第2表、地方債補正であります。追加分、羽幌港浚渫事業債は、北海道開発局と協議の上、緊急自然災害防止対策事業債の発行手続を進めていることに伴うものであります。

変更分、移住定住用住宅整備事業債は天売島の定住促進住宅整備に係る過疎対策事業債1,260万円及び一般財源214万円をまちづくり応援基金繰入金に変更するものであり、除雪機械整備事業債は除排雪事業並びに道路維持車両整備事業の国庫支出金、社会資本整備総合交付金の決定及び過疎対策事業債の発行額変更によるものであります。

次に、歳出であります。13ページ、2款総務費、戸籍住民基本台帳費において共同戸籍業務電算システム管理事業1,293万6,000円の増額は、管内7町村で共同運用している戸籍業務電算システムに関し、国の標準準拠システムへの適合化を図るための業務委託料であり、財源は国庫支出金及び構成町村からの負担金で賄われるものであります。

次に、3款民生費、社会福祉費における6,136万5,000円の増額は、令和5年11月に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策による物価高騰対策低所得世帯支援給付金給付事業及び低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業であり、財源はいずれも全額国庫支出金で賄われるものであります。内容につきましては、この後担当課長から説明させていただきます。

同じく児童措置費において児童手当給付事業159万5,000円の増額は、本年10月から所得制限廃止や高校生までの支給延長など制度改正に対応するシステム改修費であり、財源は全額国庫支出金で賄われるものであります。

次に、7款商工費、観光費において観光協会支部事業補助金40万2,000円の増額は、焼尻めん羊牧場の民営化により、本年度は頭数を増やすため出荷を制限する等の理由からイベント開催の調整がつかなかったところではありますが、先般一定の肉に限って出荷できる話があり、島内飲食店等から毎年7月から8月に島内でサフォーク肉を使った特別メニューを提供する焼尻めん羊フェアを開催したいとの意向を受け、肉の仕入れに係る費用の一部を補助するものであります。

次に、歳入につきまして、国の制度による事業は全額国庫支出金で賄われるほか、まちづくり応援寄附金からの繰入れ及び地方債の補正などにより財政調整基金繰入金を1,012万6,000円減額しております。

続いて、介護保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ385万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,585万4,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、サービス事業勘定の歳出で1款総務費、事業管理費において会計年度任用職員人件費385万4,000円の増額は、介護支援専門員、ケアマネジャーを1名増員するものであり、財源は一般会計からの繰入金を充てております。

以上、今回補正いたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） それでは、私から内容をご説明いたします。

一般会計の12ページをお開き願います。2款総務費、一般管理費において庁舎等管理事業、修繕料146万3,000円の増額は、冬期間の暴風雪により公用車車庫の屋根が破損したため、修繕を行うものであります。

同じく支所費において備品購入費9万8,000円の増額は、焼尻総合研修センター和室の石油ストーブが老朽化により使用不能となったため、新たに購入するものであります。

13ページを御覧ください。同じく自治振興費において生活環境事業41万3,000円の増額は、スズメバチの巣が高所等駆除が困難な場所にあるものを専門業者に委託するものであり、次の公園管理事業42万3,000円の増額は、農村公園オロちゃんランドの防風ネットが冬期間の暴風等により破損したため、その一部を修繕するものであります。

次に、14ページの社会福祉費における物価高騰対策低所得世帯支援給付金給付事業並びに低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業につきまして、別途お配りしている議案第46号説明資料を基に説明させていただきます。この資料は、令和5年度から実施している物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象の給付事業についてまとめたもので、上の表の給付種別①から⑥の表示は、下のイメージ図の①から⑥と整合を図っていますので、並行して御覧いただければと思います。

給付種別の①から③の上段、赤線で囲った枠の上までは令和5年度の実績になりますので、御覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

その下、③の下段から⑤までの赤線で囲った部分が今回補正予算の提案をしている部分になります。初めに、④ですが、令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するものです。ただし、令和5年度に給付対象だった方は対象外となります。

次に、③の下段、低所得の子育て世帯への加算給付は、令和5年度の事業と同様に④の給付対象となった世帯と同一世帯の18歳以下の児童1人当たり5万円を加算して給付するものです。

次に、⑤の調整給付ですが、⑥の定額減税で減税し切れないと見込まれる方に対して給付するもので、定額減税は1人当たり所得税3万円、個人住民税1万円を合わせた4万円に本人及び扶養親族数の合計を乗じた額をそれぞれ減税するものであります。その減税し切れない額を1万円単位に切り上げて給付するものです。

以上の給付金と給付に係るシステム導入などの事務経費について計上したところであり、いずれも本補正予算を議決いただいた後、8月頃から給付できるよう進めるものであります。

議案の一般会計15ページにお戻り願います。3款民生費、児童福祉費において基金積立金14万4,000円の増額は、保育士等修学資金の借受け者が返還免除期間前に退職したため、当該貸付金の返還を受けて基金に積み立てるものであります。

同じく児童措置費において児童遊園地管理事業4万6,000円の増額は、つつじヶ丘遊園地の老朽化した遊具を撤去するため、経常的な予算として措置している10万円で不足する額を補正するものであります。

16ページをお開き願います。4款衛生費、健康センター運営費において予防事業9万9,000円の増額は、5種混合、百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ及びヒブの各種ワクチンが薬事承認され、定期接種化されることによるシステム改修を委託するものであります。

次に、6款農林水産業費、農業試験所費において施設設備取付け委託料33万9,000円の増額は、本年度当初予算の2款総務費、財産管理費において農業試験所の温室を解体、除却する予算を計上しておりますが、そこを通っている電線を新たに引き直すものであります。

18ページをお開き願います。次に、10款教育費、事務局費においてGIGAスクール運営事業の財源更正は、国庫支出金、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の決定によるものであります。

次に、13款諸支出金、職員給与費において会計年度任用職員人件費（教育費分）43万7,000円の増額は、町外から通勤する羽幌小学校の教育支援員及び羽幌中学校の部活動指導員に係る通勤手当の支給対象者が増加したことによるものであります。

以上が一般会計の補正内容であります。介護保険事業特別会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして内容説明は省略させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第46号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号

○議長（村田定人君） 日程第12、発議第5号 羽幌町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 発議第5号 羽幌町議会委員会条例の一部を改正する条例。

令和6年6月20日提出。

提出者、羽幌町議会議員、阿部和也。賛成者、羽幌町議会議員、小寺光一、同じく、賛成者、羽幌町議会議員、工藤正幸。

提案の理由ですが、2つの常任委員会に所属している議員に特別の事情がある場合には、1つの常任委員を辞任することができるよう改正しようとするものであります。

羽幌町議会委員会条例の一部を改正する条例。

羽幌町議会委員会条例（昭和63年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。
第10条の見出しを「（委員長、副委員長及び委員の辞任）」に改め、同条第2項中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 羽幌町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号

○議長（村田定人君） 日程第13、発議第6号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第7号

○議長（村田定人君） 日程第14、発議第7号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第1号

○議長（村田定人君） 日程第15、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月20日提出。

提出者、羽幌町議会議員、逢坂照雄。賛成者、羽幌町議会議員、小寺光一、同じく、賛成者、羽幌町議会議員、工藤正幸。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支

援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日、北海道羽幌町議会議長、村田定人。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第1号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎意見案第2号

○議長（村田定人君） 日程第16、意見案第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） 意見案第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について」。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月20日提出。

提出者、羽幌町議会議員、村上雄也。賛成者、羽幌町議会議員、阿部和也、同じく、賛成者、羽幌町議会議員、小寺光一。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

地方公共団体は、極めて多岐にわたり新たな役割が求められており、加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足し、また、採用希望者の減少や中途退職者が増加している。

不足する人員体制の改善を図るためには、今後はより積極的な財源確保が求められることから、2025年度政府予算や地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう以下の事項を求める。

記

- 1 地域活性化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築や子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、人材確保や地方単独事業分も含め、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・拡充をはかること。
- 2 自治体業務システムの標準化・共通化や戸籍等への氏名の振り仮名追加など、DX化に伴い発生する事務経費や改修経費については必要な財源を保障すること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保にむけてより抜本的な改善を行うこと。
- 4 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日、北海道羽幌町議会議長、村田定人。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎日程の追加

○議長（村田定人君） お諮りします。

ただいま町長から議案第48号、議案第49号、議案第50号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、議案第49号、議案第50号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎議案第48号

○議長（村田定人君） 追加日程第1、議案第48号 物品購入契約の締結について「ロータリー除雪車の購入について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、酒井峰高君。

○建設課長（酒井峰高君） ただいま上程されました議案第48号 物品購入契約の締結につきまして、その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

令和6年6月21日提出、羽幌町長。

内容について申し上げます。契約の目的はロータリー除雪車1台の購入でありまして、契約の方法は指名競争入札、契約の金額は2,766万5,000円、うち消費税額251万5,000円を含むものでございます。契約の相手方は、苫前郡羽幌町北3条1丁目9番地、有限会社羽幌自動車工業代表取締役、金子卓であります。

提案の理由でありますが、契約の予定価格が1,500万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご審議、ご決定賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第48号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 物品購入契約の締結について「ロータリー除雪車の購入について」は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号～議案第50号

○議長（村田定人君） 追加日程第2、議案第49号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）、追加日程第3、議案第50号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま追加提案となりました各会計の補正予算につきまして、

その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,426万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8,389万4,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。初めに、3ページ、第2表、繰越明許費の設定であります。道路維持車両整備事業において、本年度購入しようとしている13トン級の除雪ドーザーについて年度内の納車が非常に不透明な状況になったことから、繰越しの上、翌年度にわたる契約をしようとするものであります。

次に、第3表、地方債補正であります。7ページの歳出の3款民生費、社会福祉費において子ども発達支援センターの建物の老朽化が著しいため、その建て替えに係る実施設計等委託料2,493万7,000円の増額に関し、そのうち過疎対策事業債対象経費2,390万円を財源として充てるものであります。

次に、4款衛生費、じんかい処理費において産業廃棄物埋立処理場適正化事業補助金1,485万1,000円の増額は、羽幌産業廃棄物埋立処理場運営委員会が実施する旧産業廃棄物最終処分場の適正化及び閉鎖に向けた事業に対し補助を行うものであります。

次に、8款土木費、港湾管理費において天売港施設管理事業10万6,000円の増額は、天売港北外防波堤補修に係る工事単価が上昇したため、当初予算129万1,000円に不足する金額を追加するものであります。

同じく住宅管理費において公営住宅施設管理事業288万8,000円の増額は、当初予算で予定している朝日団地1号棟から4号棟の外部改修工事に係る玄関面がん木箇所等の工事費増加によるものであります。

次に、歳入についてであります。特定財源であります過疎対策事業債のほか、調整財源として繰越金を2,036万7,000円充てております。

続いて、簡易水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ148万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,548万5,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で1款簡易水道費、水道維持費において工事請負費148万5,000円の増額は、焼尻白浜取水口の導水ポンプ1基が故障したため、取替え更新工事を行うものであり、歳入につきましては一般会計からの繰入金を充てております。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第49号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）について歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

したがって、令和6年第4回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前11時07分）